

市立四日市病院仮設建築物設置・賃貸借 仕様書

1 設置・賃貸借物件

仮設建築物 1棟 地上2階建て 約461㎡

1階：①コンビニエンスストア ②会議室（①の後、用途変更に伴う内装改修工事後）

2階：講堂

2 設置場所

市立四日市病院 四日市市芝田二丁目 地内

都市計画区域区分：都市計画区域、市街化区域

用途地域：第2種住居地域（建ぺい率：60%、容積率：200%）

防火地域指定：なし

その他：法第22条地域

3 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

①設計及び設置工事期間

契約締結の日 から 令和5年6月30日（申請手続き等を含む）

②賃貸借期間

令和5年7月1日 から 令和9年1月31日（43か月）

③用途変更に伴う1階内装改修工事期間（予定）

令和6年2月1日 から 令和6年3月31日（2か月）

④撤去期間（駐車場復旧を含む）

令和9年2月1日 から 令和9年3月31日（2か月）

4 業務内容

（1）仮設建築物の設計及び申請業務に関すること

①別図を基に発注者と協議したうえで、設計図面の作成を行うこと。

②発注者と協議する中で、諸室配置等に変更が生じた場合は、誠意を持って対応すること。

③地耐力は別図及び地質調査報告書により、確認すること。

④図面作成にあたり、建築基準法、消防法及び条例等の関係法令を遵守すること。

⑤設計図面の内容について、発注者の承諾を得た後に、仮設許可及び計画通知の申請及び消防法その他の関係法令または条例等に基づく申請を行うための書類作成及び申請業務を行うこと。
また、申請内容に変更が生じ、変更申請が必要な場合も同様に書類作成及び申請業務を行うこと。

なお、本業務内において申請に必要となる手数料については、すべて受注者の負担とする。

⑥上記各申請等の写しは、申請後遅滞なく発注者に提出すること。

⑦計画通知申請は、設置工事期間内に完了検査を受けるものとし、検査機関と発注者の連絡調整、

受検対応を行うと共に、検査時の指摘に対する是正を速やかに行うこと。

⑧必要に応じて電力、ガス等の事業者へ申請を行うこと。

(2) 仮設建築物の設置、改修、撤去及び復旧工事に関すること

①共通事項

- ・既設構造物、既設設備に損傷のないよう養生等を行い実施すること。養生の方法や範囲については、発注者と十分に協議すること。同様に、掘削等を行う際は、設備配管等の隠蔽物を十分に調査し、損傷のないよう注意すること。
- ・来院者、職員等病院に出入りする全ての者に対し、安全を確保するとともに交通の妨げや迷惑とならないよう施工すること。
- ・工事車両等の出入がある時は、工事用出入口に交通誘導員を配置し、安全に配慮すること。
- ・騒音、振動を伴う作業については、十分に発注者と協議を行い、病院運営に支障の無いように日程調整を行うこと。
- ・施工中は、適宜、片付けや清掃を行い、整然とした状態を保つこと。指摘があった場合は、速やかに片付け、清掃を行うこと。
- ・他工事がある場合、受注者間で打合せ又は工事関係者連絡会議等により、事前に取り合い、納まり、工程、工事区分などについて十分かつ密に調整のうえ、協力し円滑に進め目的を果たすこと。
- ・工事に必要な上下水及び電力については、発注者の供給可能な範囲で無償にて使用できるものとする。
- ・工事範囲は別図を基に作成した設計図面のとおりとする。
- ・仮設建築物設置完了後及び1階内装改修完了後、工事エリアとして利用していた場所については、現状復旧すること。
- ・指定する居室の「ホルムアルデヒド及び揮発性有機化合物」の測定を行い、報告書を作成すること。測定の結果、測定対象物質が指針値を超える濃度で検出された場合は、原因の究明・適正な改善方法の報告及び改善のうえ、再測定を行う。

検査対象箇所：各階1室（計2か所）

測定時期：仮設建築物設置完了時、用途変更に伴う内装改修工事完了時（1階のみ）

判定基準

検査項目	判定基準（25℃の場合：下記の数値以下とする）
ホルムアルデヒド	100 μ g / m ³
トルエン	260 μ g / m ³
キシレン	200 μ g / m ³
パラジクロロベンゼン	240 μ g / m ³
エチルベンゼン	3800 μ g / m ³
スチレン	220 μ g / m ³

測定方法：パッシブ型採取機器により行う。

- ・賃貸借期間満了後、仮設建築物及びそれに伴う設備配管等を解体撤去すること（仮設建築物の基礎、土中に埋設された配管を含む）とし、撤去期間中に撤去すること。また、解体材に限らず契約の履行によって生じた廃材等は受注者の責任において当該病院内に放置することなく、速やかに、関係法令等に従い適切に処理すること。
- ・駐車場の復旧について、勾配調整及び転圧は念入りに行うこと。
- ・仮設建築物の設置完了時、内装改修完了時、撤去及び復旧完了時に発注者の検査を受けなければならない。その際に瑕疵等の指摘を受けた場合は、発注者が指定する期日までに是正を行うこと。
- ・工事の施工に関し、受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償すること。

②建築工事仕様

- ・各仕様については、別図による。
- ・別図の仕様について、発注者の承認を受けたくて同等の仕様に変更することができる。
- ・別図における寸法については、法令等で定める範囲において、メーカー仕様による近似値とすることができる。

③電気設備工事仕様

- ・機器の種類や台数は、別図のとおりとする。
- ・機器仕様は、別図に記載のものと同等以上の能力を有するものとする。
- ・本仕様書及び別図に記載されていない事項は、受注者の標準とする。
- ・市立四日市病院受電方式は3φ3W6600V60Hz、契約電力は2400kWである。
- ・停電作業を行う場合は計画、手順、安全対策を作成し、発注者と協議する。
- ・各器材、配線工事等の納まりについては、別図を参照し、検討のうえ施工するものとする。電線本数、太さ、管径経路は発注者と協議のうえ変更しても差し支えない。
- ・機器は、賃貸借期間中において安全安心に使用できることを前提として、新品、未使用品またはリース（中古）品のいずれのものを使用しても良いものとする。

④機械設備工事仕様

- ・機器の種類や台数は、別図のとおりとする。
- ・機器仕様は、別図に記載のものと同等以上の能力を有するものとする。
- ・本仕様書及び別図に記載されていない事項は、受注者の標準とする。
- ・機器の配置及び給排水管配管の立上げ・立下げ位置については、病院側と協議のうえ決定するものとする。
- ・その他別図に記載のあるものは、別図のとおり施工するものとする。ただし、配管・ダクトルートは除く。
- ・機器は、賃貸借期間中において安全安心に使用できることを前提として、新品、未使用品、中古品またはリース品のいずれのものを使用しても良いものとする。

⑤共通仮設工事仕様

- ・仮設計画については、別図による。
- ・仮設計画の仕様について、発注者の承認を受けたくて同等の仕様に変更することができる。

⑥提出書類

以下の書類を発注者へ提出すること。なお、当該書類の記載内容に変更が生じたときは、速やかに発注者へ連絡し、変更の書類を提出すること。

- ・ 工事範囲内の現場仮設計画図
- ・ 工事中の写真（隠蔽部分を含む）
- ・ 完成写真
- ・ 実施工程表
- ・ 配置技術者届（業務委託等一般競争入札参加資格確認申請書に変更が生じた場合）
- ・ 設計図面 A 4 折り 2 部
- ・ 電子納品（設計図面・写真等） 1 部
- ・ その他発注者が必要と認めるもの

(3) 仮設建築物の設置にかかる工事監理に関すること

- ・ 建築士法による工事監理を行うこと。

(4) 仮設建築物の賃貸借及び維持管理に関すること

- ・ 賃貸借期間中、定期的に仮設建築物の保守点検等を行い、使用に支障がないように努めること。
- ・ 消防法に定める消防設備の機器点検及び総合点検を実施し報告書を提出すること。また、消防法に限らず関係法令に基づき点検を実施し、届出は報告書を提出すること。
- ・ 市立四日市病院電気主任技術者による保安体制の基に対象電気工作物の保安業務を行うこと。
- ・ 賃貸借期間中、1年に2回（冷暖房時期前、初年度は暖房前の1回）全ての空調室内機のフィルター清掃を行うこと。ただし、コンビニエンスストア部分は対象外とする。
- ・ 各種部材、設備の劣化等による破損及び故障等が生じた場合は、受注者の負担において病院運営に影響がないよう速やかに修繕すること。（発注者または建物利用者に過失がある場合を除く。）
- ・ 賃貸借期間中、自らを被保険者とした損害保険（賃貸借対象設備に付保する動産総合保険を言う）に加入すること。

5 その他

- (1) 受注者は、発注者との協議等によって示された情報をもとに、計画的なスケジュールを立案し責任を持って設計、設置、改修、撤去及び復旧を適切に遂行し完了させること。
- (2) 受注者は、完成図書や現場調査等により既存建物を十分理解すること。また、現場、現物、現実を十分理解し、確認したうえで設計、設置、改修、撤去及び復旧を行うこと。
- (3) 受注者は、提出書類の作成にあたっては、現場、現物、現実を確認し記載内容と齟齬が無いこと。また、発注者が容易に確認できるよう、よく整理され、見やすく、扱いやすい明解なものとする。指摘があった場合は速やかに訂正し提出すること。また、本仕様書に記載のない書類についても、依頼があった場合は協力し作成すること。
- (4) 受注者は、契約期間中は、緊急連絡体制を確立し、連絡可能な体制とすること。

- (5) 受注者は、必要に応じて発注者が理解できるよう取扱説明書を作成し、説明会を実施すること。
- (6) 発注者は、仮設建築物の使用にあたって、使用期間中善良な管理者の注意をもって保管使用するものとする。
- (7) 発注者は、1階部分をコンビニエンスストアとして第三者へ貸付することができるものとする。
- (8) 発注者は、契約期間中に仮設建築物内で他工事を行いたい場合は、受注者と協議のうえ、施工できるものとする。
- (9) 発注者は、賃貸借期間満了時に未補修部分がある場合は、その状態で受注者に返還することができる。
- (10) この仕様書に定めるもののほか、業務の遂行に関して疑義が生じた場合は、その都度協議し、定めるものとする。

6 契約金額の支払い条件

- 令和4年度 ・当該年度における業務の履行完了を発注者が確認した時
契約金額の 61.045%以内
- 令和5年度 ・設置工事完了時点（法定検査を含む）
契約金額の 18.1692%以内
 - ・当該年度における業務の履行完了を発注者が確認した時
契約金額の 7.5641%以内
- 令和6年度 ・当該年度における業務の履行完了を発注者が確認した時
契約金額の 1.6057%以内
- 令和7年度 ・当該年度における業務の履行完了を発注者が確認した時
契約金額の 1.6057%以内
- 令和8年度 ・賃貸借期間満了時
契約金額の 1.3426%以内
 - ・契約期間満了時
未払い契約金額

(いずれも税抜き価格を千円未満切り捨てで算出する)

7 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

8 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

- (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
- (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
- (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

9 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

- (1) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
- (2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記1に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。